

新型コロナウイルス感染症のPCR等検査拡充を求める意見書

新型コロナウイルスの感染急拡大は、極めて憂慮すべき事態となっています。滋賀県においても、感染の急激な拡大により陽性者数の累計は415人（8月25日現在）となりました。

新型コロナウイルス感染症が再拡大し、緊急事態宣言が発出される前と状況が酷似しているにも関わらず、いまだに検査対象者が絞り込まれ誰が感染者かわからない状態が続き、施設内での感染が広がる中でクラスター対策に追われている状況です。国は、検査対象を基本的に医師が検査の必要性を認められた患者や濃厚接触者に絞っており、今もなお検査の制限が続いています。

小まめな手洗い、マスクの着用、三密を避けるなど、お互いが感染防止対策を講じるのはもちろんですが、今日の感染急拡大を抑制し不安を解消するには、PCR等の検査を大規模に実施し、陽性者を隔離・保護する取り組み以外にありません。感染を疑われる人すべてを速やかに検査するなど積極的な検査戦略に転換することが求められています。

日本のPCR検査の人口比での実施数は、世界で157位といわれています。この異常な遅れを直ちに解消し、新型コロナウイルスから命と暮らしを守るため、抜本的な対策を講じる必要があります。

よって、国におかれては、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の防止対策など総合的かつ強力に推進するため、下記事項について措置を講じるよう強く要望致します。

記

- 1 感染震源地（エピセンター）を明確にし、その地域の住民、事業所の在勤者を対象にPCR等検査を実施すること。
- 2 地域ごとの感染状況などを情報開示すること。
- 3 医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員らにPCR等検査を行うこと。
- 4 陽性者を隔離・保護・治療する体制を緊急に作り上げること。
- 5 上記施策を実施するため十分な財源を確保し、自治体や医療機関に対して財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 9月 日

近江八幡市議会議員 片岡 信博

衆議院議長	大島 理森	殿	}	宛
参議院議長	山東 昭子	殿		
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿		
財務大臣	麻生 太郎	殿		
厚生労働大臣	加藤 勝信	殿		